個別課題について

1.加工食品の原料原産地表示制度について

【経過】

2016年1月から11月まで10回、農林水産省及び消費者庁の共催による検討会が開催されました。消費者庁は検討会の取りまとめを踏まえて食品表示基準を作成し、2017年3月27日から4月まで、改正案についてパブリックコメントを実施しました。同年3月22日付けで消費者委員会へ諮問し、その後、5回の消費者委員会食品表示部会で議論されました。8月消費者委員会から諮問内容を「適当」とする旨答申を受け、9月1日に表示基準の一部改正をする内閣府令を公布、施行しました。ただし、移行期間が設けられ、完全実施は2022年4月1日です。

【意見】

2016年8月　消費者担当大臣へ意見を提出（概略）

＊消費者が知りたいのは原材料がどこの国のものかということです。
＊従って「可能性表示」、「大括り表示」は認められません。
＊22品目と4品目は区別することなく1本化すべきです。
＊加工食品の製造・販売事業者は自ら製造する製品の原材料はきちんと把握すべきで、実行可能性の議論へ持ち込むのは責任回避です。
＊食品表示を制度的に担保するには、トレーサビリティ制度の導入を検討すべきです。

再度、2016年10月27日に意見書を提出(概略)

＊原材料の上位3位までは表示の対象にすべきです。
＊「可能性表示」、「大括り表示」は消費者の選択には役に立たず、認められません。
＊中間加工品の原産国は事業者の責任で、確認すべきです。
＊のりの原産国はおにぎりだけではなく、拡大すべきです。
＊例外規定は制度の形骸化をもたらします。
＊商品名を含み冠表示、強調表示は割合を義務づけるべきです。

【結果】

産地が表示されるもの

国内で製造した全ての加工品の重量割合が1位の原材料を表示。ただし、現行同様、外食、いわゆるインストア加工等を除きます。

表示方法

①「国別重量順表示」 ②「製造地表示」 ③「又は表示」 ④「大括り表示」

【問題点と課題】

全ての加工食品に原料原産地表示を義務づけることになったことは評価しますが、その内容は消費者のものになっていません。

消費者が原材料の原産国を知りたいのは、国内の農業を振興したいという理由とともに、食品衛生の基準、農業・畜産における農薬や薬剤の使用方法・基準など、世界各国で異なり、より安全・安心な食品、望む産地の食品を選びたいと思うからです。その期待に沿うのが原料原産国表示制度のはずですが、今回の表示制度の改正ではそうはなっていません。

消費者庁の発行したパンフレットには「～産地を見て商品を選べます～」と書かれていますが、決してそうではありません。中食・外食などは適用外となりました。昨今、それらの利用が増加したことを見れば、今後対象にすべきだと考えます。私たちは消費者の目線で意見を表明し続け、不都合な表示は指摘し、改善を求めていかなくてはならないと考えます。

＊一番多い原材料とありますが、それ以下は表示されないのでは不十分です。例えば一番が50%、次が45%の場合とその量が拮抗している場合もありえます。

＊「又は表示」は輸入される可能性のある国をアメリカ又はカナダなどと表示されても輸入品であることを知る以外、何の意味もありません。

＊3ケ国以上からの輸入原産国は「輸入」と括って表示できるとありますが、輸出国の国名を知ることはできません。各国生産事情が異なる中で「又は表示」同様、個別原産国がわからないのでは選択の基準とはなりません。

＊中間原材料を使う加工品、例えば果汁飲料は既に濃縮果汁などに加工された原料を希釈などして製品とされますが、そのもととなる果物の生産国はわかりません。パンは輸入小麦等を小麦粉にして使われます。この場合パンの原材料は小麦粉、その原産国は小麦粉を生産した国なので、「国内製造」となり、小麦粉のもとである小麦の生産国はわかりません。おにぎりも原材料「塩飯」となれば「塩飯」にしたのは日本国内工場なら、「国内製造」となり、元々の原料であるコメの生産国はわかりません。

＊冠表示・強調表示はガイドラインで普及することになっていますが、冠表示等は消費者へのインパクトが非常に大きく、ガイドラインでは不十分です。

＊実行可能性を重視することなく、消費者の自分の食べるものは知りたい、選びたいという希望を大前提に、それを可能にする論議をすべきです。例えばトレーサビリティ制度の導入などが考えられます。

＊詳しくはホームページ等へ掲載されるとしても、より多くの消費者の利便に答えることは困難です。あくまでも購入時の選択に立つ本体包材への表示を基本とすべきです。

加工食品の原料原産地表示方法　　【消費者庁ホームページより引用】

現行同様、国別重量順に表示

例：（A国、B国）
　　（A国、B国、その他）

〔実行可能性を踏まえ、**認められる条件**、**誤認防止への対応**を定めた上で以下の規定を導入〕

又は表示

〔国別重量順表示を行った場合に、産地切り替えなどのたびに容器包装の変更を生じると見込まれる場合〕

例：（A国又はB国）
　　（A国又は国産）
　　（A国又はB国又はその他）
　　と表示しても可

〔過去実績又は計画に基づき表示である旨を付記〕

大括り表示

〔国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地情報に関して、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合〕

例：（輸入）
　　（輸入、国産）
　　と表示しても可

大括り表示＋又は表示

〔「大括り表示」を用いても産地切り替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合〕

例：（輸入又は国産）と表示しても可

〔過去実績又は計画に基づき表示である旨を付記〕

中間加工原材料の製造地表示〔対象原材料が中間加工原材料である場合〕

例：（A国製造）（国内製造）

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、又は表示など上記の考え方を準用

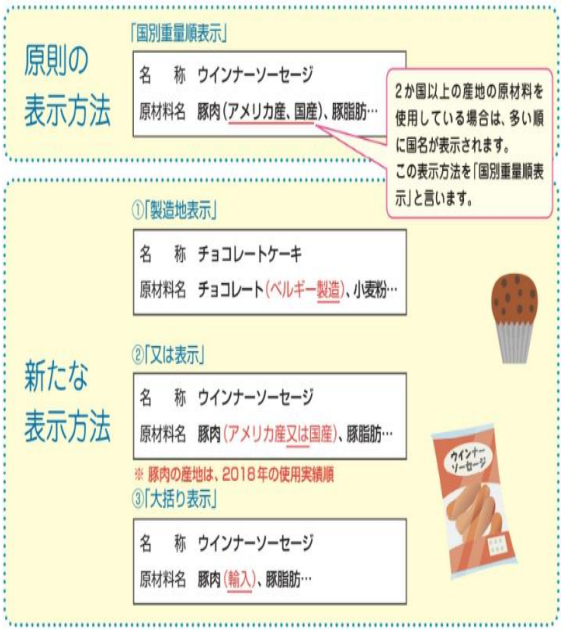

・ 原材料が加工品の場合、チョコレートの原材料は「ベルギー製造」…ベルギー産のカカオではありません。

・ ウインナーソーセージの場合の原材料表示の例…アメリカ産又は国産…過去の実積等からアメリカ産の方が国産より多く使用しています。

・ ウインナーソーセージの例…豚肉（輸入）…3ケ国以上の輸入品が使われています。

2. 遺伝子組換え表示制度について

【経過】

2001年に導入された現行の遺伝子組換え食品表示制度では、義務表示の対象はわずか8農産物33加工食品群に限られています。遺伝子組換え農作物及びそれに由来する原料から製造されていても、加工される過程でタンパク質や組換えDNAの成分が除かれてしまう多くの加工食品（食用油・醤油など）や、畜産における飼料は、義務表示の対象外となり、表示は生産者の任意に委ねられています。

このような場合、消費者が「遺伝子組換え食品は食べたくない」と考えても、「遺伝子組換え」という表示がないため判断できません。

現状、加工食品業界や畜産業界においては、消費者に明らかにされないまま、コストのかかる分別生産流通管理された非遺伝子組換え原料から遺伝子組換え不分別の原料に切り替える動きが加速しています。いずれも表示制度の欠陥によって生じている問題です。

【意見】

＊義務表示の対象範囲の拡大について

全ての遺伝子組換え食品及び飼料等を対象とした義務表示にすべきです。

＊義務表示要件の抜本的見直しについて

遺伝子組換え原材料が使用されながら「遺伝子組換え」表示が実質的に存在しないという制度の欠陥を改正するためには、義務表示要件の抜本的な見直しが必要です。 加工後に組換えDNA、由来タンパク質が検出されるかどうかという、科学的検証のみを根拠とするのではなく、流通過程の各段階で科学的検証も織り込んだ上で分別生産流通管理証明書や規格契約書等を用いた社会的検証、トレーサビリティ、厳格な監視指導体制の組み合わせにより、全ての遺伝子組換え食品及び飼料等の義務表示は可能となります。

＊任意表示の「遺伝子組換えでない」表示について

消費者庁は「行政の行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原材料に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合には、不適正な表示となります」としており、社会的検証も表示の根拠としています。

また、2017年9月、社会的検証を根拠に全ての加工食品を対象とする原料原産地表示が義務化されたことに鑑みれば、遺伝子組換え表示についても、社会的検証及び科学的検証等を根拠とする制度への抜本的な見直しと改正が必要です。

【結果】

2017年4月から2018年3月に開催された「遺伝子組換え表示に関する検討会報告書」、2018年4月に公布された食品表示制度の一部改正による内閣府令では、義務表

示の拡大はなく基本的に現行通りとし、任意表示である「遺伝子組換えでない」表示についてのみ2023年4月1日より厳格化するという方向性が出されました。

【課題】

「遺伝子組換えでない表示の厳格化により懸念されること」

①任意表示となっている「遺伝子組換えでない」の表示は、全ての食品を義務表示の対象とした上で廃止すべきです。

「遺伝子組換えでない」と表示される食品は激減します。現行制度では、義務表示の範囲が限定されているため、店頭で「遺伝子組換え」や「遺伝子組換え不分別」という表示をほとんど見かけません。このように義務表示の範囲を狭めたまま、任意の「遺伝子組換えでない」表示を混入率0%（不検出）と厳格化した場合、「遺伝子組換えでない」と表示される食品は激減すると予想されます。

例えば表示義務のある豆腐では、混入率5%以下まで分別された原材料から製造されている場合には、これまでなら「原材料：大豆（遺伝子組換えでない）」と表示できていました。ところが報告書に沿った新制度ができた場合には、「原材料：大豆」としか書けなくなります。これでは、原材料の大豆に95%以上の遺伝子組換えでないものを使っていても、そのことが消費者には伝わりません。

他方、表示義務のない食用油、醤油、糖類などの場合は現行制度と変わらないため、遺伝子組換え原材料を使用していても、「遺伝子組換え」や「遺伝子組換え不分別」と表示する必要はありません。

遺伝子組換えでない原材料を分別して使っていても表示に反映できない一方で、表示義務のない食品では、ほとんどの原材料が遺伝子組換えであっても表示する必要がありません。このように、同じように表示がない場合でも、意味が違ってきてしまいます。

②分別生産流通のシステムがなくなる可能性があります。

そうなれば、遺伝子組換えでない原材料の分別を適切に実施してきた事業者にとって、その努力を消費者に伝える機会が失われることになります。それはまた消費行動にも影響を及ぼします。その結果、遺伝子組換えでない原料を調達するためのシステム自体がなくなる可能性も出てきます。消費者は遺伝子組換え食品を避けられなくなるばかりか、遺伝子組換えでないものを選ぶ機会をも失うことにもなります。

③国産農産物であっても「遺伝子組換えでない」表示はできません。

国産農産物については、いまのところ遺伝子組換えの栽培は行われていないため、遺伝子組換えでないと考えられますが、分析技術が進歩している現在、遺伝子組換えと非遺伝子組換え原料を使用している工場では、何らかの原因で微量でも混入した場合、組換えDNAが検出される可能性はあり、「遺伝子組換えでない」表示はできません。

プレミアム価格がついた高価な「遺伝子組換えでない」表示の食品と遺伝子組換え不分別の原料を使った食品の二極化も懸念されます。

④監視態勢の拡充が必要です。

輸入食品の原材料に、遺伝子組換え作物が含まれているおそれがありますが、現在の検疫所では、予算・人員・技術のいずれも不足しており、監視が行き届いているとは言えません。これからも遺伝子組換え作物が増えることが予測される中、監視態勢の拡充が求められます。

「ゲノム編集技術等の新技術による遺伝子改変作物食品の表示について」

2019年7月、消費者庁はゲノム編集食品の表示義務化は困難であると表明しました。ゲノム編集技術は遺伝子組換え技術の次世代版として登場してきた新しいバイオテクノロジーです。人類史上これまで経験のない遺伝子改変技術の応用をめぐり国内外で議論されています。歴史的に食経験のないゲノム編集作物・動物応用食品及び飼料では安全性について懸念されます。

食品表示制度の実行可能性は、食品関連事業者の意向に拠るところが大きくなります。事業者が日常的に情報を把握するためには、遅滞のない公表が、また事業者の過度な事務負担なく原料管理を徹底するためには、流通履歴が管理されたしくみが必要です。

遺伝子を改変した作物・動物応用食品によって安全性に関わる想定外の問題が生じた場合の被害拡大を防ぐためには、事業者が遡って原因を究明し、追跡や回収をスムーズに実施し、問題が起きた箇所を特定することが可能なトレーサビリティ制度の確立が重要となります。

科学的検証に加えて、届け出情報、事前相談の内容、特許となっているゲノム編集ツールの購入履歴等を活用するなどの社会的検証を併用することで実現できます。

「予防原則に基づいた規制の整備が求められます」

遺伝子組換え及びゲノム編集技術等の新技術による遺伝子改変作物食品の安全性については完全に予測できるものではなく、想定外のアレルゲンや有害物質が産生される恐れがあります。

十分な検証やリスク評価なしに食品として、市場に出回ってしまえば、異常タンパク質によってアレルギー等の問題を引き起こすことも考えられます。食品安全性に重大な影響を及ぼしかねません。長期にわたりゲノム編集作物動物応用食品を摂取した場合、体にどのような影響を及ぼすのか、又は及ぼさないのか、データがありません。悪影響が生じる可能性が排除できない以上、ゲノム編集食品も遺伝子組換え食品も、予防原則に基づいた規制の整備をする必要があります。

日本の遺伝子組換え食品表示制度

	義務表示	任意表示
根拠	下記、①かつ②かつ③の場合に表示が義務づけられる ①加工後もDNA又は由来タンパク質が残っている食品 ②GM作物由来成分が重量比5%以上 ③上位3位まで	①加工後にDNA又は由来タンパク質が残っていない食品 ②加工後もDNA又は由来タンパク質が重量比5%未満 ③上位4位以下の場合
対象品目	8作物（大豆・とうもろこし・ばれいしょ・なたね・綿実・アルファルファ・てん菜・パパイヤ）と、豆腐、納豆、味噌、コーンスナック菓子など、わずか33食品群のみ。食用油や醤油など大半の食品が表示の対象外	食用油、醤油、加工副原料（糖類、タンパク質類、油脂類など）など。
GMの 表示方法	「遺伝子組換え」又は「遺伝子組換え不分別」	表示なし
非 GM の 表示方法	表示なし	「遺伝子組換えでない」と表示 現行制度：意図せざる混入率5%以下の場合に表示可能 新制度：2023年4月1日より 混入がないと認められる場合にのみ表示可能

日本とEUの遺伝子組換え食品表示の違い

	日本	EU
対象食品	食用油や醤油など大半の食品が表示の対象外	全食品表示
対象品目	上位3品目（重量比 5%以上）に限定	限定なし
意図せざる混入の許容率	5%	0.9%
外食	表示の対象外	表示の対象 メニューに表示
飼料	表示の対象外	表示の対象
わかりやすさ	「使用」「不分別」「不使用」の表示のほか、表示なしがあり、使っているか否かがわからない	「GMO」の表示か、表示なし（表示なしは不使）

3. 食品添加物表示制度について

【経過】

残された検討事項の一つとして、消費者庁主催の検討委員会で「食品添加物表示制度の見直し」が検討され、消費者委員会へ諮問し、その後消費者委員会食品表示部会で議論されました。

食品添加物とは食品を製造、加工する際、いろいろな目的で食品に添加されるもので、食品の味の向上、食品の腐敗防止、栄養価の維持向上、食品の美化、製造・加工に必要なものといった物質です。この食品添加物を使用した場合、原則として全てを物質名で表示することになっています。 次の8つの用途名①甘味料②着色料③保存料④増粘剤・安定剤・ゲル化剤又は糊料⑤酸化防止剤⑥発色剤⑦漂白剤⑧防かび剤又は防ばい剤を併記する必要があります。

しかし、現在、香料、酸味料、膨張剤といった「一括名表示」、アスコルビン酸、VC といった「簡略名表示」、亜硫酸塩、カロチノイド色素といった「類別名表示」が認められていますが、最終製品にごくわずかしか残らない「加工助剤」、原材料に使用され最終製品ではその機能を発揮しない「キャリーオーバー」には表示義務はありません。

消費者には事業者がどのような食品添加物を使っているのか、わかりにくい制度となっています。また店頭でのばら売り食品には表示義務がありません（例外は防カビ剤、サッカリン）。

【意見】

食品公害により被害を受けた消費者はどのような化学物質が食品に含まれているのかを知りたいと願っています。これまで当会では、次のような多くの意見書（35～40ページを参照）を政府に提出しました。

＊2012年8月、「食品表示法制定への要望書」では「食品添加物表示」について、「食品に使用している食品添加物を原則、全て具体的な物質名で表示すること」を求めました。その理由として、「消費者は、食品添加物が少ない安全な食品を求めています。しかし、現在の表示制度では、使用されている多くの添加物が隠れてしまっています。まず「乳化剤」のような一括表示や「加工でん粉」のような簡略名によって具体的な物質名が示されていません。また、原材料に用いる食品添加物はキャリーオーバーという形で表示を免れています。消費者は、食品を食べる際に、どのような食品添加物を摂取することになるのか、正確に知ることを求めています」と主張しました。

＊2013年5月、衆議院消費者問題に関する特別委員会に提出した「食品表示法付帯決議市民案」では 、「1．全ての食品を対象とした、原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え食品表示基準の見直し及び改正の検討は、食品表示法成立後ただちに検討会等を立ち上げる等食品表示法の目的に照らし、検討内容及びスケジュールを具体的に示した上で速やかに着手すること」、「2．1．の検討会を立

ち上げる場合は半数以上の消費者を代表する委員と表示及び情報開示を積極的に実践している事業者で構成すること」を主張しました。

＊2014年10月、消費者庁が提示したパブコメ後の食品表示基準変更案へ意見書を提出しました。変更案では、経過措置期間を、「加工食品2年」、「食品添加物1年」となっていた基準案が「5年」と延長され、生鮮食品は「法施行と同時」だったものが「1年半」へと延長するものでした。消費者の権利を軽視する措置であることから、撤回を求めますと主張しました。

＊2019年7月、「食品添加物検討内容に関する意見書」を提出し、その中で、「物質名に代わる「一括名」、「簡略名」、「類別名」表示はただちに廃止すべきである。食品添加物の警告表示についても再検討すべきである」と述べました。

＊食品添加物の安全性評価について、食品添加物には、「指定添加物」（2021年1月現在472品目）、「既存添加物」（2021年2月現在約300品目）があり、その使用を認められています。しかし既存添加物はまだ十分に安全性評価が行われておらに食品を輸出しようとしても拒否されるものもあります。安全性評価を速やかに行うべきです。

＊その他、「香料」基原の物質が612品目、イカ墨のように通常は食品ですが用途によって食品添加物とみなされる「一般飲食物添加物」が101品目例示してあります（2020年7月）。

＊1972年の食品衛生法改正時に国会で「食品添加物の使用は極力制限する」という付帯決議がなされています。

食品事業者は食品容器包装に全て記載できないなどと主張することがありますが、当会では問題の多い食品添加物を極力使わないようにすることが必要であり、記載も完全にすべきだと考えています。また、食品添加物の相乗作用、複合毒性に関する研究はほとんど行われていません。これを早急に行うべきだと考えます。

＊2014年3月、意見書を提出し、未承認の食品添加物「過酢酸製剤」を使用した食品の流通を止めるとともに、健康影響評価に相応しいデータの提出を求めました。その中で、「食品衛生法第10条では指定がなされていない食品添加物を含む食品の輸入、販売が禁止されていますが、現在、「過酢酸製剤」を使用した食品は流通しています。「安全の側」に立って、早急にこれらの食品の流通を止めるとともに、健康影響評価に相応しいデータの提出を求めるべきと考えます」と述べました。

【結果】

消費者庁は2019年4月から約1年間「食品添加物表示に関する検討会」を開催しました。2020年3月に報告書を公表しましたが、一括名表示・用途名表示については現状維持、無添加・不使用表示についてはガイドライン策定の検討が始まりました。また、栄養強化目的で使用した添加物の表示は見直すとの方向性が示されました。

【課題】

このように食品添加物をめぐってはその安全性評価が不十分なこと、物質名表示の例外が多く認められていることなど、消費者の安全を求める権利、商品選択の権利、知る権利が確保されていません。今後もこの点を改めるよう政府に訴える必要があります。

一括名で表示できる食品添加物（2011 年内閣府令第 45 号別表第 5 関係）

一括名	一括名表示が許されている物質名
イーストフード	塩化アンモニウム、塩化マグネシウム、グルコン酸カリウムほか
ガムベース	エステルガム、グリセリン脂肪酸エステル、酢酸ビニル樹脂ほか
かんすい	炭酸カリウム（無水）、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウムほか
苦味料	イソアルファー苦味酸、カフェイン（抽出物）、ホップ抽出物ほか
酵素	アガラーゼ、アクチニジン、アクロモペプチダーゼほか
光沢剤	オウリキュウリロウ、カルナウバウロ、カンデリラロウほか
香料	アセト酢酸エチル、アセトフェノンほか（及び天然香料）
酸味料	アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウムほか
チューイングガム軟化剤	グリセリン、プロピレングリコール、ソルビトールほか
調味料	アミノ酸：L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニンほか 核酸：5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-ウリジル酸二ナトリウムほか
乳化剤	グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステルほか
pH 調整剤	アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウムほか
膨張剤	アジピン酸、L-アスコルビン酸、塩化アンモニウムほか

簡略名

名称	簡略名又は類別名
L-アスコルビン酸ナトリウム	ビタミンC、V.C
炭酸水素ナトリウム	重曹
硫酸アルミニウムカリウム	ミョウバン
ビートレッド	アカビート、野菜色素

小冊子「知っていますか？食品表示のこと」
（発行：食の安全・監視市民委員会）

4. 機能性表示食品制度について

【経過】

2013年1月23日に規制改革会議が設置され、6月5日には「経済再生への突破口」として第1次答申が公表されました。その中の「健康・医療分野」で、企業の責任で一般健康食品に機能性表示をつけることができる制度を導入することを求めたのが機能性表示食品制度スタートのきっかけです。規制改革会議では、行政と業界のヒヤリングをしただけで、苦情相談の現状や消費者の意見を聞くことはありませんでした。

そして2015年4月1日、食品表示法施行と同時に法的拘束力のないガイドライン（機能性表示食品の届出等に関するガイドライン）で運用される機能性表示食品制度がスタートしました。

「健康食品」は、一般に健康の保持増進に役立つとして販売されている食品とされ、国の制度に基づいて機能を表示できる「保健機能食品」として、特定保健用食品（トクホ）と栄養機能食品に新しく機能性表示食品が加わりました。

図表4-2-11 新たな機能性表示制度の創設

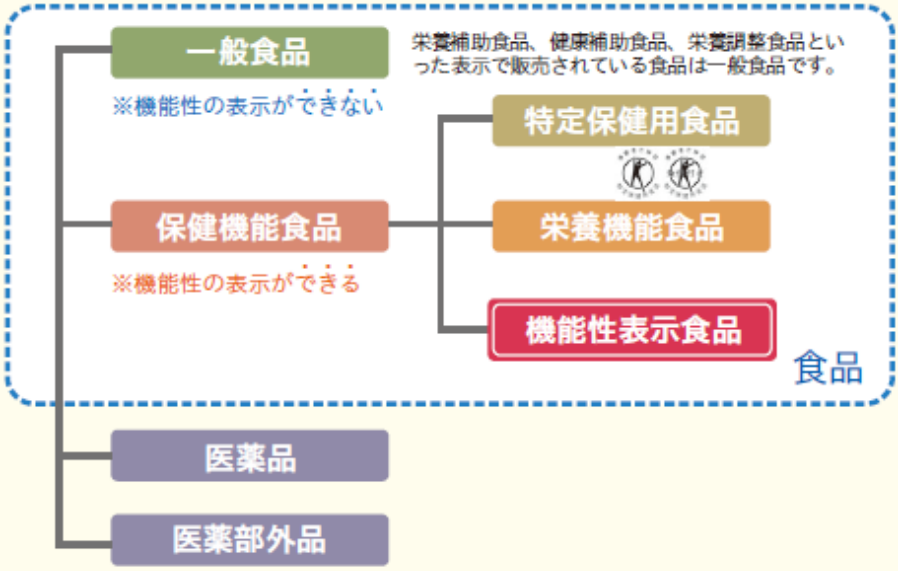

【平成27年度版 消費者白書】

概要は下記の通りです。

＊特定保健用食品（トクホ）は、表示されている効果や安全性について国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています（右マークがあります）。

＊栄養機能食品は、既に科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量を含む食品であれば、届出等をしなくても、国が定めた表現によって機能を表示することができます。現在、20(ミネラル類6+ビタミン類13+脂肪酸1)の基準値が決められています。

＊機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示

した食品です。消費者庁長官に届出をしなければなりませんが、個別の許可を受けたものではありません。

上記3つの「保健機能食品」の特徴や違いがわかりづらい上、特に規制はなく、今まで通り野放しの「いわゆる健康食品」（サプリメントや栄養補助食品、健康補助食品等々）があります。

【意見】

＊この制度は消費者よりも事業者の利益優先をめざしたもので、安全の権利、知らされる権利、選択する権利、救済される権利など「消費者の権利」を尊重、担保する内容とはなっていません。

＊栄養機能食品、特定保健用食品（トクホ）、機能性表示食品の3つの制度が併存し、従来の「いわゆる健康食品」と合わせ、表示の混乱を招いています。3つの制度の総合的、一元的な見直しの検討に着手すべきです。

＊事後チェックで判明した結果は速やかに公開し、チェック項目に適合しない機能性表示食品の販売が確認された場合は、販売を中止するなどの措置をとるべきです。

＊広告その他の表示において、引用するグラフ等は、届出の最終製品を用いた試験のデータのみにし、消費者の誤解を招かないようにするべきです。

【課題】

機能性表示食品をはじめとする健康食品の表示・広告は、効能効果を期待させる大げさな表現を用いて購買意欲をそそるなど、健康食品全体が過剰で不適切な広告競争を繰り広げていると言っても過言ではありません。健康食品と医薬品との区別も不明瞭になりつつあり、事態は深刻です。

しかし政府は、健康食品市場を「経済成長の柱の一つ」と位置づけ、さらなる拡大をめざしています。インターネットの普及で気軽に入手できる環境にあり、また新型コロナウイルス感染拡大による様々な影響で、これまであまり関心のなかった人にも利用が広がっているようです。しかし誇大な広告で薬と同じ効果を期待させたり、逆に「食品だから安心」と謳いながら医薬成分が含有されていたりと健康食品をめぐる問題は後を絶ちません。

＊機能性表示食品は、事業者の責任で消費者庁に届け出る資料さえ整えば、販売できる制度です。この制度を続けるのであれば、販売後のチェック制度を確立し、適合しない項目があった場合は、その商品を速やかに市場から回収することが重要です。

＊消費者被害防止のためには、健康被害情報の報告義務化・公開制度と救済制度の創設も必要です。

＊また、消費者庁は消費者からの申出、疑義などの情報提出・提供に対し、検討結果を報告すべきです。

＊消費者庁は、いつのまにか「いわゆる健康食品」を「その他健康食品」と言い換えています。機能を謳うことができない食品を「その他健康食品」ということは、消費者を誤認させます。「いわゆる健康食品」と改めるべきです。

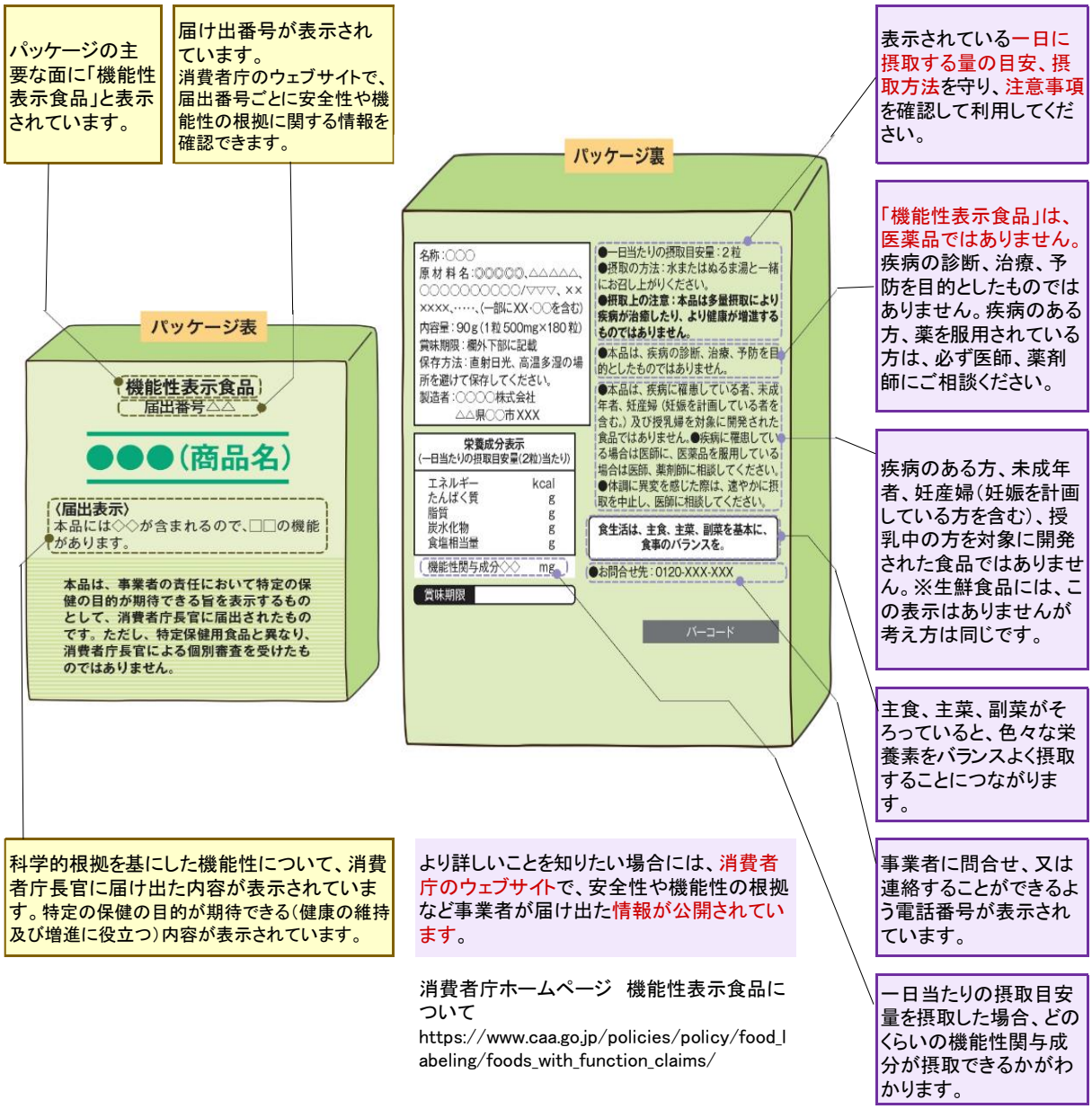

【平成27年度版７月消費者庁資料より引用】

5. 製造所固有記号について

【経過】

2013年11月から12月にかけて、大手スーパーのイオン・西友・セブン&アイなどで購入した冷凍食品から、有機リン系農薬マラチオンが検出される事故がありました。この冷凍食品は、群馬県に工場のあるアクリフーズという会社の従業員による意図的な混入だったとされ、実刑判決を受けました。また親会社のマルハニチロが謝罪しました。

各スーパーや消費者庁は「食べずに返品するよう」呼びかけましたが、製品のどこにも製造者アクリフーズという表示はなく、アルファベットや数字を組み合わせた製造所固有記号しかありませんでした。本来食品表示法により表示すべき「製造所の所在地」と「製造者の氏名」に代わり、あらかじめ消費者庁に届け出た記号だけ表示すればよいことになっているのです。そのため、この冷凍食品の回収はなかなか進みませんでした。当時の消費者庁担当大臣は、固有記号制度の廃止を提案しましたが、結局事業者の受けいれるところとならず、同一製品を2カ所以上の工場で製造する場合は、固有記号で良いとされ、届け出記号のデータベース化の刷新を実現しました。

また消費者庁は、事業者に対し、消費者から問い合わせがあったときは、製造所の所在地と氏名を回答するよう指導しました。下記は固有記号の例です。

名称	焼き菓子
原材料名	小麦粉、砂糖、バター・・・
添加物	膨張剤、香料・・・
内容量	100g
賞味期限	○○. ○○. ○○
保存方法	高温多湿を避けて常温保存してください。
製造者	CAA食品株式会社 ＋CAA123 東京都千代田区永田町△-△-△

2016年4月1日より新制度「＋」を冠した製造所固有記号

2014年6月製造所固有記号調査

【意見】

私たち食品表示を考える市民ネットワーク参加者は、この指導が守られているかどうかを確認するため、2014年6月13日から24日にかけて、様々なレトルトカレーを購入し、表示されている販売者に電話して、製造所固有記号の内容（場所と氏名）を問い合わせてみました。

購入食品の総数は76に及びました。そのうち半数以上が「製造業者との協力関係」を理由に、製造所の所在地や氏名の開示を拒否しました。中には開示する義務はないとまで回答した業者もありました。

この調査結果と意見は、食品表示を考える市民ネットワークのホームページに記載されています。http://foodlabeling-net.main.jp/label/?p=944

【課題】

その後、消費者庁に対し、当時の届け出データベースの情報公開請求をして、乳製品を除く一般食品につき、1年分の情報を入手し、手分けして分析しました。

その結果以下のような問題点があることがわかりました。

＊膨大な量に上るため、開示まで長い時間を要しました。費用も高額になります。そこで USB メモリーで受け取り、コピーを皆で共有するしかありませんでした。

＊入手してみると、全体で 2,300 ページにも上り、プリントはほぼ不可能でした。またパソコンに表示しても、スクロールしないと全体を見ることができません。

＊情報公開請求で入手することはできても、一般からたやすくアクセスできる状態にはなっていませんでした。

＊目立ったのはお土産の偽装とも呼べる表示でした。有名な観光地の名前を冠した食品が、別の土地で製造されていた例が複数ありました。

＊結局、製造所固有記号は消費者のため何の役にも立っていないので、廃止しかありえないという結論になりました。

私たちはこの結果を踏まえて、2014年7月4日、シンポジウムを開き、調査実施報告として、「製造所固有記号は一刻も早く廃止し、製造者名及びその住所を記載する表示制度とすることを求めます」と提案しました。

内情を知る事業者の話によると、小さい工場で何種類もの有名企業の食品製造を請け負っていて、商品名が変わっても中身は同じという例もあるとのことでした。

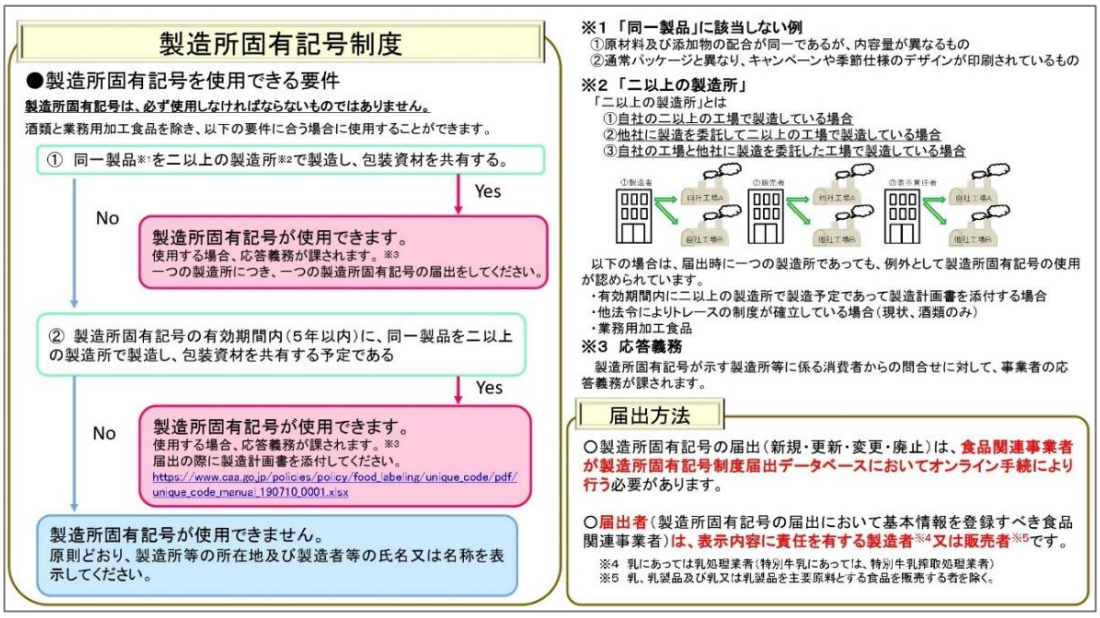

【消費者庁ホームページより】

6. その他の課題について

食品表示法と広告規制を連動させるべき

食品表示法が制定され表示の一元化は曲がりなりにも緒につきました。しかし、同法の規制対象は容器包装など食品自体の表示のみであり、広告表示には及ばないことから、容器包装の表示に問題がなくとも、広告に消費者の誤認を招く不適切な表現が数多く見られます。広告規制を強化しなければ問題は解決しません。食品表示法上の義務表示事項及び表示禁止事項を広告においても適用し、双方を連動させるべきです。

不当景品類及び不当表示防止法（景表法）運用の改善を

広告は、主に景表法（2009年に公正取引委員会から消費者庁に移管）で規制されますが、監視と執行が追いつかず、特にいわゆる健康食品などでは野放しの状態と言えます。景表法が消費者庁に移管されて以降、消費者が景表法違反を疑って届け出る情報に対し、消費者庁は措置結果や調査の経過等を一切返答しない被疑情報制度ではなく、消費者の目を生かせる法改正前の申告制度に戻し、申告者に調査結果等を伝えるべきです。

健康食品の関連法規の整備を

健康食品の関連法規は、景表法、健康増進法（健増法）、医薬品医療機器等法（薬機法）、農林規格等に関する法律（JAS法）等、複数にまたがり、たいへん複雑です。例えば、景表法には直罰規定はありませんが、薬機法、JAS法にはあり、また景表法では商品の供給者が規制対象ですが、健増法では広告代理店も対象となります。その結果、同種の不当表示事案であっても適用する法律によって、規制内容等に差異が生じるなど、消費者にとっても事業者にとってもわかりにくい状況にあります。

広告の文字の大きさや強調表示などのルール作りを

新聞広告やチラシ、テレビショッピング等においては、強調表示や商品名が特大サイズの文字でアピールされる一方、原材料やその成分量、事業者名、注意事項などが極小で読めないものも多く、改善が必要です。インターネット上の広告においても、購入前に確認すべき注意事項になかなかたどり着かない、すぐ消えてしまうなど、同様の問題があります。広告における文字の大きさや視認性等について、ルールが必要です。

また、強調表示と「ただし〇〇・・」といった打消し表示が矛盾している、「・・・が気になる方」「向上に役立つ」「…をサポート」など誤認しやすい等、不適切な事例もあります。「個人の感想です」などは事業者の免罪符として使われており、禁止すべきです。

広告の体験談、専門家の推薦などを原則禁止に

広告に「体験談」「学者・専門家の推薦」「有名大学の研究」等が多く見られますが、これらは有効性の証明にならないばかりか、消費者に過度の期待を抱かせるもので、原

則禁止とすべきです。記載を許すのであれば、調査対象人数や効果のあった割合をわかりやすく表示させるなどを検討すべきです。

また、不当な二重価格表示が蔓延しています。事実に反した「今なら安い」「〇〇名様限り」といった煽り広告は厳しく罰する必要があります。

消費者にとって分かりやすい情報提供を

機能に関する成分表示（成分、含有量など）の信ぴょう性に疑問があります。そもそも何がどれだけ入っているか不明瞭なものも多く、安全性と効果に懸念があります。安全性の根拠や原材料の分析結果等を消費者へ正しく、わかりやすく情報提供することが求められます。

パッケージに健康被害の警告表示を

医薬品との併用で健康被害が起こることが十分に知られていません。厚労省のパンフレットに、医薬品と健康食品との飲み合わせの注意事項として「薬の効きが悪くなる例」と「薬が効き過ぎるようになる例」が具体的に多数示されています。関係する商品には、過剰摂取の注意喚起とともにパッケージへ警告を表示することが必要です。

健康食品制度の総合的・統一的見直しを

トクホ、栄養機能食品、機能性表示食品、いわゆる健康食品の4つの制度が複雑に絡み合い、消費者にわかりにくいまま市場に溢れています。ネット上の取引は今後も増加が予想され、実物を手にせずに売買するそうした市場において表示・広告はますます重要な情報となります。 今こそ健康食品制度全体について、総合的・統一的に見直すべきです。

国の監視体制の強化を

特に問題のある「いわゆる健康食品」には届出・登録を義務づけ、国の監視体制を強めるべきです。改正食品衛生法で特定成分を含む食品による健康被害情報の届け出が義務となり、食品表示法では4つの指定成分を含むものに注意喚起表示が必要となりましたが、適切に運用されているか、問題がないか、検証が必要です。

さらに、EUのように「新規食品」（Novel Food=ノベルフード※）を定義し、新たな食品チェック制度を作るべきです。

【※新規食品とは、1997年5月15日以前にEU内でほとんど或いは全く消費されていなかった食品又は食品原料を指します。EUでは、1997年に新規食品規制が導入されました。】

輸入食品の水際チェック体制の強化を

輸入食品の監視体制を強化する必要があります。多くの食べ物を輸入に頼っている日本において、水際のチェック体制は弱過ぎ、問題が発覚してもそのほとんどは既に流通・消費された後であるなど、危機意識が乏しい状態が続いており、体制強化が必須です。

役割を発揮しない消費者委員会

「パラダイムの転換」「一元化」「総合的消費者行政の推進」「消費者行政の司令塔」「横串をさし縦割りを正す」。社会的期待感を背負い「新しいステージに立った消費者行政」と称され、2009年9月消費者庁・消費者委員会はスタートしました。

消費者基本法は「消費者の権利」を初めて明文化した法律で、消費者行政がめざす方向性を示します。消費者庁及び消費者委員会設置法は、両機関設置の目的、所管業務、その範囲を定めたもので、消費者基本法に明記された「消費者の権利」を尊重した消費者行政を推進させることが、消費者庁及び消費者委員会の責務であることを謳っています。両機関が発足したことは、画期的なことでした。

消費者委員会の権限

しかも、消費者委員会は内閣総理大臣に「勧告」、各省庁の大臣及び消費者庁長官に「建議」できます。さらに、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明、報告を求めることもできるとされています。つまり、消費者委員会は消費者行政を推進すると同時に、消費者行政への監視役が求められており、消費者庁が本来の目的から外れた施策を展開すれば、それを是正させるのが消費者委員会の役割でもあります。

私たちは消費者庁及び消費者委員会に対し、「消費者の権利を尊重して欲しい」との趣旨で意見書、抗議書、改善要求書などをたびたび提出し、慎重な検討を提起し続けました。

私たちが提出した意見書

2014年7月には、消費者委員会の「申し合わせ」に対し、当ネットとして初めて抗議書を提出しました。私たちが問題視したのは、議長の権限強化と委員間の自由かっ達な意見の封殺についてです。これを承認した本会議では、委員の誰一人として反対の意見もしくは反対の態度を表明せず、議長が構成員の発言を制止又は退去させることができるなど、議長の権限を不必要に強化する事務局の「申し合わせ」原案を良しとする驚くほど鈍い感度だったのです。また、機能性表示食品制度の導入過程に際しては、監視機能を全く発揮できませんでした。

2017年1月、消費者庁に対し、検討会等の委員を選出する際、消費者の権利を尊重した消費者活動を展開し、事業者との利益相反のない消費者側委員を選出するよう意見書を提出しました。消費者側委員の中には、「事業者以上に事業者の意見を代弁してくれている」と事業者側から評価された人もいました。これは、消費者委員会も同様で、消費者委員会に属する部会や調査会等の委員選出も重要な役割の一つです。

消費者委員会へ求めるもの

私たちは、消費者委員会発足の意義を活かすために、消費者委員会に最も期待されている役割を敏感に感じ取って欲しいと考えます。消費者委員会は、消費者庁の追随機関ではありません。求められるのは消費者に寄り添い、消費者庁はじめ各省庁の消費者行政を監視することです。

従来のような事業者に軸足を置き、消費者の権利よりも事業者の利益を優先する「霞ヶ関行政」への揺り戻しがないよう、その兆候に対しては迅速・機敏に対応し、しっかりと声をあげて是正することを強く望みます。

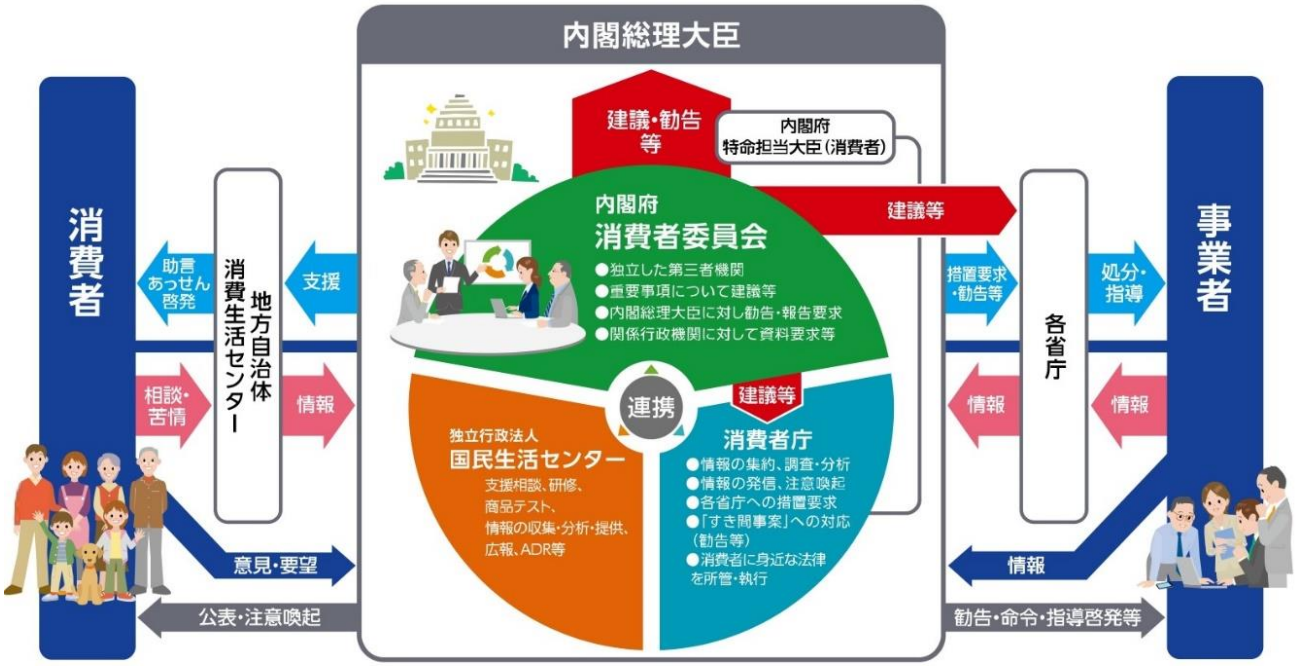

建議：消費者庁及び消費者委員会設置法第６条第２項第１号の規定に基づき、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に対して行う意見表明

【内閣府ホームページより】